

給付認定について

幼稚園又は認定こども園の利用者が預かり保育を利用した場合の預かり保育料を無償化とするためには、新2号～新3号に区分される「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定を受けるためには「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を市へ提出しなければなりません。

※以下に1号～3号認定と新1号～新3号認定の概要を記載しておりますので、参考にご覧ください。

現在の1号～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	3～5歳児	無し	幼稚園（新制度 注1 ）、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定		有り	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	0～2歳児		保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所

※**注1** 子ども・子育て支援法に定める特定教育施設。宝塚市内では宝塚厚生幼稚園のみ。

新1号～新3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
新1号認定	満3～5歳児	無し	幼稚園（新制度以外）
新2号認定	3～5歳児	有り	幼稚園＋預かり保育 注2
新3号認定	0～2歳児 （住民税非課税世帯のみ）		

※**注2** 条件によっては併用している認可外保育施設等も無償化の対象となりますので、詳細は別紙「預かり保育料の無償化について」をご覧ください。

新2号と新3号の認定を受けるためには「保育の必要性」の事由が必要となります。

保護者の就労や疾病などのために家庭で保育ができない状況を言います。保育の必要性の事由と必要な添付書類に関しましては、別紙「保育の必要性」をご覧ください。